

IV 各 論

1. 高松家の歴史

(1) 高松家の家系

宝暦四（1754）年に起こった久留米藩百姓騒動の責任を問われ処刑（打首）された井上の大庄屋高松八郎兵衛一門の歴史を、高松家墓地並びに憶想寺（真宗大谷派、小郡市大字井上所）の過去法名帳より推定したい。

井上の大庄屋としての高松家第一代は高松八郎兵衛尉秀直で、法名は圓寂釋道西靈位、享保五庚子（1720）年正月二日行年六十九歳で歿している。八郎兵衛の妻の名前は不詳であるが、法名は皈元釋尼妙西靈位、享保十二丁未（1727）年十一月廿四日行年七十一歳で歿している。

第二代は高松八郎右衛門尉常直で、法名は皈眞釋養苧靈位、享保五庚子（1720）年十一月廿五日行年四十五歳で歿している。八郎右衛門の妻の名前は不詳であるが、法名は皈元釋妙苧靈位、寛保二壬戌（1742）年八月廿二日行年六十七歳で歿している。八郎右衛門の妹にくにがおり、法名は釋妙融尼位で、寛保二壬戌（1742）年十一月二日六十四歳で歿している。

第三代は高松與太郎直政で、法名は釋養齊靈位、享保十四己酉天（1729）閏九月十九日行年三十四歳で歿している。與太郎の妻は壽で、法名は釋尼妙齊靈位、寛延元龍集戊辰（1748）八月朔日五十歳で歿している。與太郎には弟が三人おり、平六（歸眞釋香西靈位、寶永四丁亥年五月廿九日五歳卒）と與七郎（歸眞釋西崎靈位、寶永二乙酉年閏四月廿九日二歳卒）と與茂作（歸眞釋月西靈位、寶永四丁亥年五月晦日二歳卒）である。

第四代が高松八郎兵衛である。墓地に墓石は見当たらないが、過去帳には法名釋養月、寶暦四戌（1754）年八月廿七日死刑、井上高松八郎兵衛とある。過去帳に釋妙苧、寛保二年八月廿二日歿、井上高松八郎兵衛祖母とある。これは第二代高松八郎右衛門の妻に当たる。また、釋尼妙齊、寛延元年八月朔日歿、井上村高松八郎兵衛母とある。これは、第三代高松與太郎の妻壽に当たるので間違いなく大庄屋第四代は刑死した高松八郎兵衛である。八郎兵衛の兄弟が三人確認でき、長蔵（歸眞釋空西靈位、享保三戌年二月十四日二歳去）と徳太郎（釋空壽、享保十三戌申年十一月十四日二歳卒）と與五郎（過去帳に釋教西、享保十一年四月廿三日、高松與太郎男子とある）である。

次に、松崎町（小郡市松崎）高松八三郎娘くん（皈元釋妙西、享保二丁酉年十月五日當歳）と丑之助（皈元釋道春、享保五庚子年正月十五日、八三郎男子三歳）の墓石があり、松崎にも高松家の姻戚があったと思われる。

次に、高松八右衛門（釋空山信士，寛政十年年五月十一日卒）であるが、過去帳には用丸村（小郡市用丸）仁右門父とある。また、高松八右衛門妻（釋妙誓信女，天明元丑年四月十日卒）の墓石があり、過去帳には用丸村とある。両者は井上の高松家の墓地に埋葬されており、夫婦と思われる。

また、過去帳には用丸村與蔵の父八郎右門（釋養春，寶曆十四年二月六日），高松惣八の子伝五郎（釋西念，文政二年七月廿二日）等の記載があり，用丸村にも縁者がいたと思われる。特に高松八右衛門とその妻については，井上の高松家とは縁の深いもので，用丸村で歿してもあえて井上の墓地に埋葬されており，井上高松家の直系の子孫ではあるまいか。

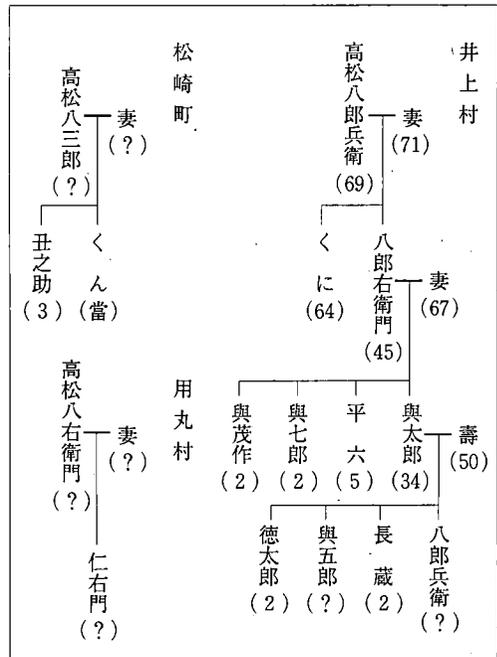
以上，井上の大庄屋高松家の家系を推定した訳であるが，墓地には他に帰眞釋春月，貞享五戊辰（1688）年二月二十七日，高松□□□五歳卒とある。それが高松家の先代であるかどうか，憶想寺の過去帳は元禄八年以前のものが残っておらず，確認することはできない。また，八郎兵衛刑死後は，墓地・過去帳に用丸の八右衛門夫婦を除いて井上高松家の記録は一切見ることが無く，一家は離散したものと思われる。

近年，高松家墓地を訪れる人は多いが，縁者の方は無いまま現在に至っている。

(2) 宝暦の一揆と高松八郎兵衛

井上先の大庄屋八郎兵衛の儀，組中より追々銀米を取り込み，私欲紛れ無く候。組百姓共かねがね憤りこれあり，今般彼れ是れ申し募り候の儀頭然の事に候。大庄屋役は農家の長，組中不埒の筋これ無き様に廉直に心掛け，専ら農業出し候様教導致すべく役儀に候処，却って本意を失い候。これに依り郡中騒敷様に致し出し候段，重々不屈きに付き死刑行われ候。御郡中の大庄屋共えこの旨申し聞かせ，向後随分と心掛け，百姓共疑心これ無き様に正直に万端取り量らい相勤むべき旨，尚又申し聞かせ置くべき事。

戊八月廿七日



第59図 高松八郎兵衛家系図

御原郡井上先大庄屋 八郎兵衛

連々私曲の仕形これ有り、当春百姓共申し出候に付き吟味遂げ候処、其の紛れこれに無く、役儀をも相勤め、右躰の儀、重々不屈の至りに候。これに依り死刑行われ候。

戊八月廿七日

(『寶曆四甲戌歲騷御制詞』)

以上は、宝暦四戌(1754)年八月廿七日、久留米藩宝暦一揆で藩内25人の大庄屋の中でただ一人、騷動の責任により刑死した井上の大庄屋高松八郎兵衛の罪科判決文である。

八郎兵衛は、組中より銀米を取り込み、私欲をほしいままにしていたのは紛れもなく、かねて百姓どもが憤激しており、今般百姓共があれこれ申し募ったのは当然の事である。これによって郡中が騷動するに至った責任により死刑にするというのである。判決の同日に庄屋3名、百姓14名と共に打首になっている。封建社会の支配権力による厳しい処断である。大庄屋ではただ一人処刑されたのだが、何故八郎兵衛だけが処刑されたのか、その必然性はあったのか、その処分には疑問点が多く、以下考えてみたい。

1) 農民の諸要求の中に大庄屋・庄屋の罷免要求があること

これは、久留米藩内農民の全藩的要求であって、御原郡とか井上組に限ったことではない。「三瀨郡惣百姓中」願文では、これが最重点要求となっている。一揆の願文に現れた諸要求をみると、

大庄屋の事

右の者、耕業の長と立て置かれ候えども、耕作の法、上納余分の考えを存せず、剩え御物成御免あい極め、百姓零落困窮仕り候。作物の養いをも自由成り難く、弥増し実法鮮なく候儀は、眼前の儀に候。第一我が相勤むべき役儀の元を失い、御上よりとして、却って御政道の妨げに相成り候儀を申し上げ、少しこの御役儀を募り、権威に及ばぬ儀を相立て、我意に誇り、且つ御奉行に対し御機嫌を取り、言葉を飾り候儀、申し究め難く候。御上より仰せ付けられ候たりとも、百性中難儀に及び、手及ばずの儀は、実正を申し上げ、御嘆き申し上げるはずの処、近年の行跡は私欲得方の埒なく申すばかり、只今迄は御上え恐れ奉り、相凌ぎ候えども、ますます我意を斗り候儀、最早や止める事を得ず申し上げ候。仍って大庄屋御取り揚げ願ひ上げ奉り候。

(『石原家記』)

農民側の願文や藩回答から要求事項を整理してみると、およそ次の5項目にまとまる。

1. 検見に関するものを含めて、物成の減免と御囲い米や撰米等の撤廃要求
(生産物地代に関する要求)
2. 人別出銀はじめ諸運上銀、庄屋寄合の入用銀等の減免要求
(貨幣形態による収穫に関する要求)

3. 穀物・紅花・藍等の移出入の自由，紅花染藍問屋の廃止要求

(商品流通の自由化に関する要求)

4. 藩庁の財政支出についての批判，大庄屋・庄屋罷免要求や村役人批判

(政治的要求)

5. 夫役，肥料，牛馬飼料用の下草刈り，用水などについての要求

特に、「御役所出銀の儀，憚りながら筋々御吟味遊ばされ」という藩庁の財政支出の監査や出費制限の要求を打ち出す様な農民の政治的要求が，大庄屋罷免の要求となって現れている。

「三瀨郡惣百姓中」願文では，これが最重点要求となっており，上三郡（山本・竹野・生葉），両郡（御原・御井）の願文でも独立した形で提出されている。大庄屋に対しては，その他に種々の要求が出されているが，同時に庄屋やその他の村役人層にも批判・追求が向けられている。

「大庄屋小庄屋近年威勢強く百姓中困窮に及び，願い事等も難儀に御座候条，御吟味の上御引き替え下され候様願ひ上げ候」（「両郡惣百姓中」願文）とか，「近年大庄屋の事，御上より御懇意仰せ付けなされ候に付き，何れも甚だ威光募り権柄剩割賦物も心忝に仕り候へば庄屋杯は恐れ畏みの躰に見え申し候。この節大庄屋中残らず御引き替え下され候様願ひ候」（「三瀨郡惣百姓中」願文）等にもみる強い怒りは，一揆の中で13軒に及ぶ大庄屋宅を打ち崩し，12軒の小庄屋宅を打ち崩すと言う形になって現れる（以上『久留米市史』より）。

2) 一揆の原因は藩の悪政にあること

一揆勃発の直接の要因は，七代藩主有馬頼隆の寶暦四年閏二月廿二日に人別銀の新税を決定したことによる。「連々御勝手向き手操れずに付き」，「今般重き御差し支えに付き」，「今般御参勤御用銀御手当少しも相見え，御大切至極の御差し支えに付き」，「一兩年より米下直，殊更去る冬以来，格段の下直故」等と徴収の理由を述べ，領民の理解と協力を取り付けようとした。

藩は極度の財政難の打開策として人別出銀令を出したのであるが，このために毎年の厳しい上納や諸税の重圧と重なり，農民の一揆が勃発したのである。行政改革等きめ細かな対策もせず，安直に財政の立て直しを新税にたよる如き，人権無視の支配者たる藩の悪政がもたらしたものであり，一揆の原因は藩にある。

3) 一揆の震源地・中心地は上三郡であること

農民一揆の発端は，三月二十日，竹野郡松門寺村印若での農民の集会や吉井若宮八幡宮での集会に始まる。三月下旬には，上三郡の農民三万人が八幡河原に集結し，二十六日には御井・御原両郡の農民が合流し，八幡河原での総数は六万人と言われる。

『塩足文書』には，「其の晩は直に八幡河原と申す所へ，生葉・竹野・山本三郡の惣百姓中

寄合い、願の筋等相談致し、同晩より御井御原郡の百姓中追々村々の印の旗をおし立て、揚げ提灯、太鼓を鳴らし、人数を揃え段々右の河原へ相集まり候へば、凡五郡にては五、六万人も有る可き哉と相見え、村々着当て改め一ヶ村宛誓詞を調べ、惣会所へ罷出で願の趣相談致す、翌二十七日には久留米より、又々御郡奉行其他諸役人中相見へ御書渡を以って読聞をされ、静め申され候処、大勢百姓の内より、一人ほふ包を致し罷出で奉行中へ申し候は、中々左様成書渡にしては、何れも百姓中得意致さず、………はや同音に関を咄と揚げ、河原の石を手んでに荒雨の降る如く投げ掛け候処、諸役人中残らず引取申さる………田主丸町綿屋方は………残らず入込み、家財蔵迄打崩し、夫より吉井へ罷通り、布屋家財道具慈く右同打崩し、質物の衣服、諸道具、残らず切崩し、井の内へ打込み、上より大石を余慶なげ込み、………吉井町の酒屋中より大釜十三取り寄せ、塗居へ茶をせんじ、土居筋の松木或は竹木を切り、薪且小屋掛の諸道具に用い、一夜の内に小屋数凡七百余軒仕立て、蒿或は蓑等にて葺く立」とその様子を生々しく記している。

一揆の発頭人は『寶暦四年甲戌歳騒御制詞』によると、竹野郡野中村百姓九兵衛で、同郡高木村百姓丹四郎・同郡立野村百姓長右衛門の二人が発頭人に次ぐ者とされており、三人とも刑死している。また、十月二十七日には、竹野郡高木村百姓清左衛門と同郡吉田村百姓弥三郎は、一揆主導者として処刑されている。上三郡にて死刑になった庄屋は4名、百姓13名で、藩全体の7人中の半数に近い。処罰された者の数も96人と際だって多い。まさに、上三郡が一揆の震源地・中心地であり、一揆闘争の拠点であった。

4) 打ち崩しは下三郡に集中していること

一揆の全藩的闘争の中では、大庄屋・庄屋・商人の居宅等が多数打ち崩されている。

『米府年表』にはその状況を、「其の行装、蓑笠に鎌を持ち、関を上げて大庄屋、庄屋、用達の者等を打ち崩す」と述べ、『石原家記』は「家財、諸道具、天井、板敷打ち砕き、其の音すさまじ」、『塩足文書』には「三瀨、江口大庄屋、田中次郎左衛門右に同じく、打ち崩す。柱切り折申候に付、家ふらふら致し居り申し候由。外に隠宅一軒、道具預りし医者一軒、城島大庄屋大石甚次が家財残らず切り崩し、川に流す」等と記す。

打ち崩された家数は、全八郡中66軒にも及び、如何に激しかったか想像できる。特に、下三郡に多く、上妻郡19軒・下妻郡3軒・三瀨郡35軒である。その他は、竹野郡2軒・生葉郡1軒で、山本郡・御井郡・御原郡では皆無である。一揆の闘争である激しい打ち崩しの破壊的行動は下三郡、特に三瀨郡に集中する。

5) 大庄屋の刑死は高松八郎兵衛一人であること

一揆後の糾弾により多数の犠牲者が出た。死刑者は大庄屋1名・庄屋6名・百姓27名、その他

3名の計37名である。大庄屋1名は御原郡井上先の大庄屋高松八郎兵衛である。死刑者が多いのは、竹野郡の11名、御原郡の7名、上妻郡6名、三瀧郡6名である。また、処刑者の中で庄屋が多いのは御原郡の6名が多く、竹野郡3名である。処罰された者の数は、生葉郡34名・竹野郡48名・山本郡11名で上三郡の合計は96名、御井郡11名・御原郡14名で両郡で25名、上妻郡17名・下妻郡1名・三瀧郡10名で下三郡合計28名となっている。

処罰された者の大多数は百姓であるが、殊に御原郡で庄屋6名、大庄屋1名の処分が目立ち、死刑者の数も多いのは何故か。他郡では農民が中心となっているのに対し、御原郡では庄屋も一揆に協力したのではないかと考えられる。『寶曆四年甲戌歳騒御制詞』をみると、御原郡干潟村庄屋三郎右衛門一揆荷担、役務放棄。同吹上村市郎吉、一揆荷担。他に、庄屋五郎兵衛・九郎右衛門・五郎八・小兵衛も役務放棄、一揆荷担等と記されている。

(3) ま と め

久留米藩宝暦一揆は多数の犠牲者を出して終わったが、死刑になった御原郡井上の大庄屋高松八郎兵衛については、その処分についての決定的な理由が無い。一揆の拠点になった上三郡の大庄屋や、激しい破壊行動があった下三郡の大庄屋は何故処刑されなかったのであろうか。

脱藩した福島の大庄屋大石勘次九敬の『地方凡例録』に、「寶曆三年に領内の農民が、大庄屋・豪農・用達等を対象に一揆を起している。その結果、藩は幕府の譴責を恐れて大庄屋達に閉門を命じて、なかんずく九敬ら五人の大庄屋に責があるとして、内一人を処刑することとし、九敬ら五人にくじ引きで受刑者を決めるように命じた。九敬はこの様な不当な処置を受ける事は出来ぬと、親戚と相談の上夜ひそかに逃亡した。結局井上八郎兵衛という大庄屋が不幸くじに当たって刑死した」とある。

この伝をみると寶暦三年とか井上八郎兵衛とか誤りもみられ、くじ引き処刑の真偽はともかく、藩は幕府のおとがめを恐れて藩の悪政が招いた一揆の責任を大庄屋に押し付け、高松八郎兵衛を処刑したと考えられる。八郎兵衛は一揆の責任を背負って死んでいった犠牲者であった。藩主以下、幕府の上層部の者は誰一人として責任を取っていない。

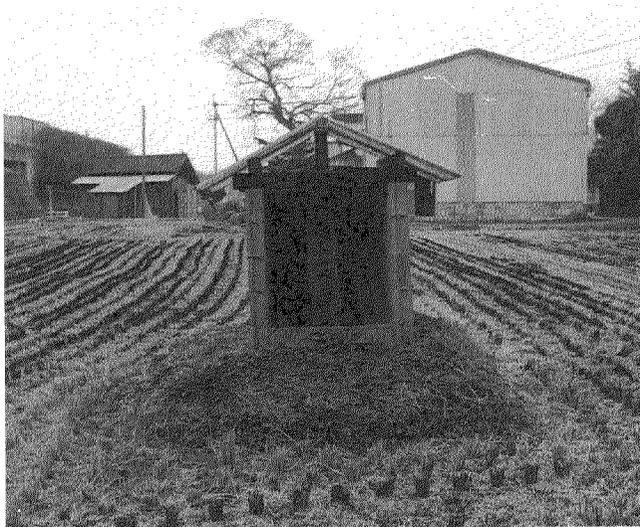
高松家の巨大な墓石は、全て法名を下にして西方に向かってなぎ倒されていた。墓石を倒したのは権力者か、農民か。『吉田秀文抄写本』には、「高松八郎兵衛は、大庄屋にて勤め候由の咎故、死刑と申すはやや軽く候由申し伝い候也」と死刑では軽過ぎると言う。藩の命令で倒されたのではあるまいか。墓石は一揆の象徴として残っている。

地元の人々には、八郎兵衛を悪く言う人はいない。むしろ、農民一揆で犠牲になった人で、「大切な人」だと言い伝えている。墓地の近くに、八竜天神社という石碑があり、墓を作ることができなかった八郎兵衛を祭ったものと伝承されている。

井上の憶想寺には、八郎兵衛「死刑」と記された過去帳が残っているが、「死刑」の文字をあえて記入した当時の住職の思いは何だったのか。何かを訴えているように思えてならない。何故、八郎兵衛は打首になったのであろうか。八郎兵衛の刑死には疑問が残るばかり、今後の研究に期待したい。
(憶想寺 林愼昭)

参 考 文 献

久留米石原家記 (福岡縣 1933 福岡縣史料集第二輯所収)
米府年表 (久留米市役所 1932 久留米市史下巻所収)
久留米市 1981 久留米市史第二卷
久留米藩農制農民史料集
寶曆騒動塩足文書 (宇积波第六号 1973 所収)
寶曆四戌久留米藩百姓一揆
一揆巡礼団 さらし首 1~14号
筑後国郡乱実記
寶曆四年戌一月吉日萬控帳



八竜天神社碑